



平成27年10月から

マイナンバーが通知カードで通知されます

通知カード

個人番号 ○○○…○○○

氏名 番号 花子

住所 △県○市□町1-1-1

平成○年□月△日生 性別 女

発行 平成○○年○月○日 □□市長

▲お送りする「通知カード」のイメージ

マイナンバー（12桁の個人番号）を記載した「通知カード」は、住民票のある住所へ世帯ごとに簡易書留で届きます。送付は地方公共団体情報システム機構が行います。

住民票の届出先にご注意！

住民票の住所と異なる所にお住まいの方は、住民票の住所異動届出をお願いします。

ただし、ドメスティックバイオレンス被害など、やむを得ない理由によって住民票の住所で通知カードを受け取ることができない方は、住民票のある市区町村へ居所情報登録についてお問い合わせください。

① 交付申請

個人番号カード交付申請書に署名または記名押印をし、顔写真を貼付の上、通知カードに同封されていた返信用封筒で、地方公共団体情報システム機構へご返送ください。

② 交付通知

平成28年1月以降に「個人番号カード交付通知書」が、ご住所に届きます。

③ 個人番号カードの受け取り

ご本人が、市役所の窓口で受け取れます。その際、次の

ご確認を！

通知カードの同封物

通知カードが送付される封筒には、「個人番号カード交付申請書」、「返信用封筒」、マイナンバーについての説明書類が同封されます。

大切なご案内ですので必ずご確認ください。

希望者に交付します

個人番号カード

身分証明書として使用できる「個人番号カード」は、希望者に交付します。初回の交付手数料は無料です。

申請から交付までの手続きは、次の手順で行います。



表面 氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真



裏面 マイナンバー等が記載、ICチップ搭載

▲「個人番号カード」のイメージと記載内容

ものが必要となります。

- 通知カード
- 個人番号カード交付通知書
- 運転免許証などの本人確認書類
- 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

個人番号カードを受け取る際には、通知カードと住民基本台帳カードは返還していただきます。

事業者の方もマイナンバーを取り扱います

事業者の皆さまも、税や社会保障の手続きなどでマイナンバーや法人番号を取り扱うこととなります。会社法等で設立登記をした法人には、13桁の法人番号が指定されます。

平成28年1月以降、パートやアルバイトを含む全従業員の源泉徴収票や雇用保険などの書類にマイナンバーや法人番号を記載することとなります。マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）は、適切に管理する必要があります。

住基カードの交付は今年12月で終了

住民基本台帳カード（住基カード）の交付は、平成27年12月に終了しました。終了までに交付された住基カードは、原則として、有効期限までにご使用できますが、住基カードと個人番号カードの両方を所有することはできません。

住基カードへの電子証明書の登載等も、平成27年12月に終了しました。原則として、電子証明書は有効期限までご利用できますが、住基カードに登載された電子証明書の更新は、平成28年1月以降行うことができません。

マイナンバー制度のお問い合わせ先

- ★全国共通ナビダイヤル 受付：9時30分～17時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
日本語窓口：TEL 0570-20-0178 外国語窓口：TEL 0570-20-0291
※通話料が必要です。一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、TEL 050-3816-9405におかけください。
- ★西条市役所の問合せ先 受付：8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
○制度について……………市庁舎本館3階 総合政策課 TEL0897-52-1244
○通知カード・個人番号カードについて…市庁舎新館1階 市民生活課 市民係 TEL0897-52-1211
○税務関係書類への番号記載について……市庁舎本館2階 市民税課 市民税係 TEL0897-52-1317
※国税については、国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>) 内の「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。